

## 定期報告制度に関するQ&A

Q1. 所有又は管理している建築物について、定期報告が必要なのでしょうか？

A1. 「定期報告対象一覧表」で判断に迷う場合は、建築物の設計者（設計事務所）、施工者（建設会社）又は最寄りの各地域振興局建築課建築指導班にご相談ください。

なお、各地域振興局建築課建築指導班にご相談いただく場合は、事前に「建物の用途」、「各階の床面積」、「構造」及び「階数」をご確認いただいてから、ご相談をお願いします。

### 各地域振興局建築課建築指導班の連絡先

建築物の所在地※	相談先・住所	電話番号
鹿角市、鹿角郡、大館市、北秋田市、北秋田郡、能代市、山本郡	北秋田地域振興局建設部 建築課建築指導班 〒018-3393 北秋田市鷹巣字東中岱76番地の1	0186-63-2531
男鹿市、潟上市、南秋田郡、由利本荘市、にかほ市	秋田地域振興局建設部 建築課建築指導班 〒010-0951 秋田市山王四丁目1番2号	018-860-3491
大仙市、仙北市、仙北郡、湯沢市、雄勝郡	仙北地域振興局建設部 建築課建築指導班 〒014-0062 大仙市大曲上栄町13番62号	0187-63-3113

※建物の所在地が「秋田市」「横手市」の場合はそれぞれの市にご相談ください。

建築物の所在地	相談先・住所	電話番号
秋田市	秋田市都市整備部建築指導課 〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号	018-888-5769
横手市	横手市建設部建築住宅課 〒013-8502 横手市旭川一丁目3番41号	0182-35-2224

Q2. 建築基準法の定期報告制度は、消防法の報告とは異なる制度なのか？

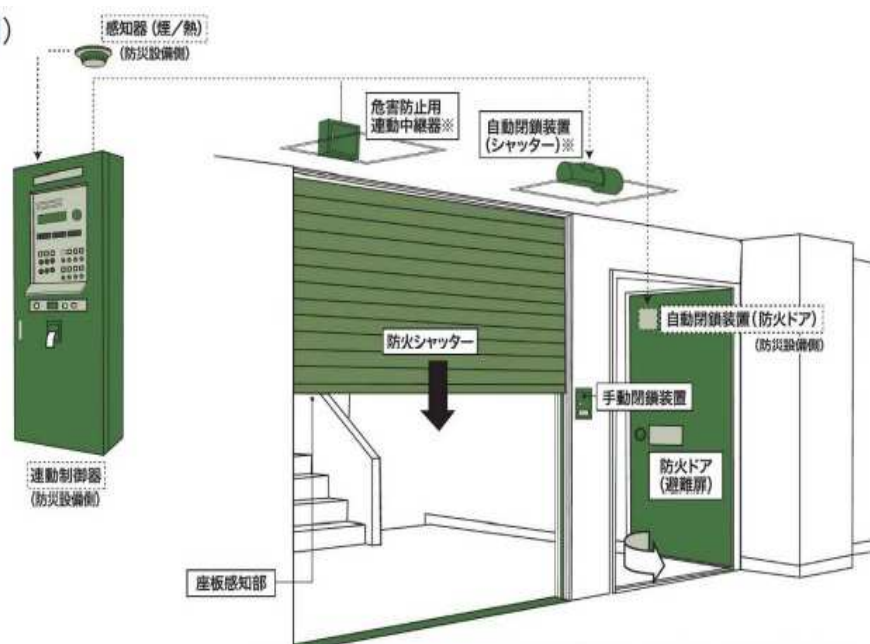
A2. 異なる制度です。消防法では、「特定防火対象物」「防火対象物」について、消防設備、警報設備、避難設備、非常電源について、点検を行いその結果を所管消防署に報告することが定められています。

なお、消防法の点検は、検査自体は同時に行うことが可能ですが、建築基準法の防火設備の点検とは検査項目が異なるものです。それぞれの検査項目を満たす検査・報告が必要になります。

Q3. 報告が必要な防火設備とは何ですか？

A3. 通常開放されていて、火災時に煙や熱感知器が作動して閉鎖する防火戸や防火シャッターが設置されている場合、防火設備として報告が必要になります。

(防火設備の全体構成例)



Q4. いつまでに報告（調査）を行えばよいですか？

A4. 建築物、建築設備又は防火設備は、9月1日から11月末まで報告が必要です。また、報告に係る書面は、当該報告の日前3月以内に調査し、作成したものでなければなりません。

なお、県では報告が必要な建築物又は建築設備を管理又は所有される方に、8月末頃に報告の案内を行っています。

Q5. 案内が送られてこないのに、報告義務がないと考えてよいですか？

A5. 建築基準法12条では、所有者又は管理者に報告義務が課せられていますので、県からの案内の有無は報告義務の有無とは無関係です。

しかし、事前にご案内をすることでスムーズにご報告いただけるようにしたいと思しますので、定期報告の対象となると思われる場合は、県へ建築物等の情報をお知らせいただきますようお願いします。

Q6. 案内に記載された建築物・建築設備が無い場合どうすればよいのか？

A6. 案内に記載された建築物が、解体や休業・廃業等した場合は、報告の必要がなくなる可能性がありますので、県へお知らせください。

また、改正により新たに対象になった建築物や防火設備は、アンケート等に基づき案内をお送りしていますので、実態と合わないことがあります。その際も県へお知らせいただきますようお願いします。

Q7. 「主階が1階にない」とはどういう意味ですか？

A7. 当概用途の主な部分が2階以上にあることを意味します。判断に迷われる場合は最寄りの地域振興局建築課建築指導班に相談してください。

Q8. 建築物の定期報告を提出すれば、防火設備の定期報告は提出しなくてよいのか？

A8. 建築物の定期報告と防火設備の定期報告では調査内容が異なりますので、建築物に設置されている防火設備に応じて、それぞれ報告が必要になります。

Q9. 定期報告の調査を誰に頼んだらいいのでしょうか？

A9. 調査を行うことができるのは、専門技術を有する資格者（一級建築士や二級建築士等）になりますので、建築物の設計者（設計事務所）やお知り合いの設計事務所にご相談ください。

県では調査者の紹介を行っておりませんが、次の機関で調査資格者についての相談をしていただくことができます。

- 建築物、建築設備の調査者について  
秋田県特殊建築物調査・検査協会  
TEL：018-865-1540
- 防火設備の調査者について  
一般社団法人 日本シャッター・ドア協会  
TEL：03-3288-1281

Q10. 定期報告の調査はどのくらいの費用がかかるのでしょうか？

A10. 建築物の面積、階数、構造に応じて調査の手間が変わるので一概には申し上げられませんので、複数の設計事務所等から見積をとってから依頼されることをお勧めします。